



生前から準備をしておこう

人に迷惑をかけない きれいな孤独死入門

イラスト：関祐子

判断能力があるうちに備えるなら任意後見制度 — 成年後見制度の概要 —

| | 任意後見 | 法定後見 | | |
|-------------------------------------|----------------------|----------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|
| | | 後見 | 保佐 | 補助 |
| 利用者 | 判断能力がある人 | 判断能力が欠けているのが通常の状態の人 | 判断能力が著しく不十分な人 | 判断能力が不十分な人 |
| 具体例 | 将来の判断能力の低下に備えておきたい人 | 買い物などの日常生活や財産管理などが1人でできない人 | 日常の買い物程度は1人でできるが、重要な財産管理などはできない人 | 重要な財産管理などが不安な人 |
| 後見人などの選定 | 本人 | 裁判所 | | |
| 成年後見人などに与えられる代理権の範囲 | 契約時に当事者間で合意した特定の法律行為 | 財産に関するすべての法律行為 | 申し立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為 | |
| 本人が契約するとき同意を与えたり、本人が勝手に結んだ契約を取り消す権利 | なし | なし | 民法13条1項の行為(借入れ、相続の承認・放棄など)に関して持つ | 民法13条1項の行為のうち家庭裁判所が審判で定める行為に関して持つ |

(出所) 法務省のHPなどを基に本誌作成

単 身世帯が増え、孤独死が深刻な社会問題になる中、それを覚悟したうえで「周りにできるだけ迷惑をかけずに死ぬにはどうすればいいか」と考える人もいる。生涯未婚率が上昇しているほか、既婚者でも離婚や死別などさまざまな事情で単身のまま

対応も引き受けるといった内容だ。本人や家族と同等の役割を担うことになる。希望によっては専門家と提携し、日々の生活の支援、死後の葬儀・納骨、事務委任まで合わせたプランを提供する。緊急入院や高齢者施設入居への対応、終末期の支援、死後の手続きといったことをワンストップで引き受けてくれるので、安心感が得られる。費用は提供する団体によってさまざまだ。一般社団法人・いきいきライフ協会の「身元保証スタンダードプラン」の場合、戸籍調査やライフプランの作成、任意後見契約、死後事務委任契約、身元保証契約などの基本契約で39・4万円、ほかに施設賃料2カ月分がかかる。さらに葬儀供養、部屋の片付けなどにかかる100万〜200万円は信託口座へ預託する(下表)。

生涯を終えるケースは珍しくない。歳を重ねるにつれ、体が弱り、認知症などのリスクも高まる。元気がうちに先手を打つにはどうすればいいのだろうか。老い支度として活用したいのは意思決定支援の「成年後見制度」だ。認知症など本人の意思能力が低下した場合に、判断をほかの者が補う。「これにより預貯金など財産の管理、不動産の売買、介護施設の契約などにおいて不利益を被らず終末期を迎えられる」と話すのは、年間100件ほど成年後見制度の相談を受けている、NSバートナーズ司法書士事務所の新宮信之代表司法書士だ。

までの流れは次の通り。まず親族や親しい人、弁護士、司法書士などから支援者を選び、財産や身の回りのことについて具体的な希望を伝え、公正証書による任意後見契約を結んでおく。本人の判断能力が不十分な状況になった時点で、本人や家族、4親等内の親族、受任者が家庭裁判所に後見を開始する申し立てを行う。そして裁判所が任意後見監督人(任意後見人が不正や権限の濫用をしないように監督する人)を選任したときから発効する。

任意後見とセットで見守り契約を結ぶことも

任意後見は契約してから開始するまでに時間差がある。そのため任意後見が始まるまでの間、支援する人が定期的に連絡をして、本人の健康状態や生活状況を確認する「見守り契約」とセットで結ぶことも多い。

親族であれば無償で引き受けることは珍しくないが、それ以外であれば本人と支援者の間で報酬について取り決めることもある。契約書作成や申し立てを弁護士や司法書士に代行してもらおうとコストはかかるが、生きていた間に起こりえることへの不安を解消でき、周囲へ迷惑をかけにくいという点

で活用できる制度である。では身寄りがない場合、支援者をどう探せばいいのか。「自治体などが設置している「地域包括支援センター」に相談に行く」とい「と公益社団法人・家庭問題情報センターの青木勲・東京相談室後見部長は言う。

注意しなければならないのは、任意後見契約は本人が死亡すると終了する点だ。死後の葬儀、納骨、埋葬、遺品整理などは任意後見とは別の契約を結んでおく必要がある。それが「死後事務委任契約」だ。親族や知人、行政書士、司法書士など専門家と契約を結ぶ。内容は自由に定めることができる。

一方、賃貸住宅や有料老人ホームをはじめとする介護施設などへ入る場合、高齢者に立ち回りはだか壁がある。身元保証人や連帯保証人を確保できなければ、拒まれることが少なくないのだ。身寄りがいない、子どもや孫などには迷惑をかけたくないという人もいるだろう。そうした場合に選択肢の一つとなるのが身元保証を請け負うサービスだ。民間の企業や団体、社会福祉協議会などが提供している。

身元保証契約は、賃貸住宅や老人ホームへの入居・入所時や病院への入院時の身元保証人や連帯保証人になり、介護職員や医師への

対応も引き受けるといった内容だ。本人や家族と同等の役割を担うことになる。希望によっては専門家と提携し、日々の生活の支援、死後の葬儀・納骨、事務委任まで合わせたプランを提供する。緊急入院や高齢者施設入居への対応、終末期の支援、死後の手続きといったことをワンストップで引き受けてくれるので、安心感が得られる。費用は提供する団体によってさまざまだ。一般社団法人・いきいきライフ協会の「身元保証スタンダードプラン」の場合、戸籍調査やライフプランの作成、任意後見契約、死後事務委任契約、身元保証契約などの基本契約で39・4万円、ほかに施設賃料2カ月分がかかる。さらに葬儀供養、部屋の片付けなどにかかる100万〜200万円は信託口座へ預託する(下表)。

「提供する側は身元保証の欄に名前を書くだけではなく、契約内容によっては生前の費用の支払いや亡くなった後の手続きなど、幅広い対応が求められる。そのためには本人の意向に応じた契約を結ぶ必要がある」といきいきライフ協会や行政書士法人、司法書士法人などを統括するオーシャングループの黒田泰代表は言う。

身元保証にはそれなりのコストがかかる — 身元保証の料金の例 —

| 契約内容 | 合計 | 内訳(税抜き) | |
|-----------------------|------------|-------------------------------|-----------------------|
| | | 基本契約 | 信託口座への預託金額の目安(死亡後の費用) |
| 基本契約 | 39.4万円 | 戸籍調査、ライフプランの作成など | 7万円 |
| | | 任意後見契約、事務委任契約、公正証書遺言、死後事務委任契約 | 27.6万円 |
| | | 身元保証契約 | 4.8万円 |
| 信託口座への預託金額の目安(死亡後の費用) | 100万~200万円 | 葬儀供養 | 25万円 |
| | | 部屋片付け | 10万円 |
| | | その他(予備費) | 15万円 |
| | | 死後事務 | 20万円 |
| | | 遺言執行 | 30万円~ |

(注) 基本契約は上記金額に加えて、有料老人ホームなどの施設賃料2カ月分がかかる(出所) いきいきライフ協会の資料を基に本誌作成

「提供するのは生前の費用の支払いや亡くなった後の手続きなど、幅広い対応が求められる。そのためには本人の意向に応じた契約を結ぶ必要がある」といきいきライフ協会や行政書士法人、司法書士法人などを統括するオーシャングループの黒田泰代表は言う。

生きていくうちから 専門業者に葬儀を任せる

単身で亡くなった後に気掛かりなのは葬儀の取り仕切り。これにフォーカスして「葬儀生前信託契約エール」というサービスを提供

しているのが、葬祭大手のセレモアだ。「単身世帯の増加などを見据え、納得のいく葬儀が生前から決められるよう17年前から始めた。これまでに500件ほどご契約いただいている」と、同社の山中秀樹常務は言う。

同サービスは、百貨店や商業施設にある無料相談窓口の「セレモピアン」などで相談を受け、葬儀のスタイルや規模、費用などについて話し合った後、葬儀仕様書と見積書を作成する。葬儀生前信託契約を受け継ぐ地位継承者や死亡通知人を選任したうえで葬儀生前契約を結ぶ。葬儀費用は三井住友銀行に信託され、分別管理される。「預ける費用には幅があり、小規模だと50万円から多くて100万円ほど。契約者は60代以降で男性が多い。ただし、2年ごとに仕様書と見積書の内容を見直し、仮に規模を縮小するなら差額は返金する(等置さおり専務)」

故人名義の預貯金は死亡と同時に凍結されて引き出すことが難しくなるが、生前信託契約だと葬儀内容・費用を自身で決め、さらに事前におカネを預けるので、支払いもスムーズに済む。納得のいく最期を迎えられるだろう。

(ライター：大正谷成晴)